

令和5年度 公文書開示状況（10月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5. 9. 11	R5. 10. 4	(1) 東京夢の島マリーナ業務実施報告書 平成30年度 (2) 東京夢の島マリーナ業務実施報告書 令和元年度 (3) 東京夢の島マリーナ業務実施報告書 令和2年度 (4) 東京夢の島マリーナ業務実施報告書 令和3年度	50		1													開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 (1) 氏名 ・根拠条例 東京都情報公開条例第7条第2号 ・理由 特定の個人を識別することができるため。 (2) 写真のうち、人物を特定できるもの ・根拠条例 東京都情報公開条例第7条第2号 ・理由 特定の個人を識別することができるため。 (3) 自主事業収入及びレストラン事業収入の予定額・実績額 ・根拠条例 東京都情報公開条例第7条第3号 ・理由 公にすることにより、当該事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。	港湾局 港湾経営部 経営課
2	R5. 9. 19	R5. 10. 16	「令和2年度新曙橋耐震補強及び補修詳細設計」 上記設計成果品すべて	4879		1					1								東京都情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報が一部含まれており、その部分については、一部不開示とする。	港湾局 東京港建設事務所 港湾整備課
3	R5. 10. 13	R5. 10. 26	(1) 調布飛行場付近における航空機墜落事故に係る住民説明会 議事録 (平成27年8月18日) (2) 調布飛行場付近における航空機墜落事故に係る住民説明会 議事録 (平成27年8月19日) (3) 調布飛行場付近における航空機墜落事故に係る住民説明会 議事録 (平成27年8月20日)	112		1						1							・開示しない部分 当該説明会出席者の氏名及び居住地域、職業、経歴、所属する集団に係る情報 ・根拠条例 東京都情報公開条例第7条第2号 ・理由 個人に関する情報で、公にすることにより特定の個人を識別することができるため。	港湾局 離島港湾部 管理課
4	R5. 10. 18	R5. 10. 31	測量図 (XY軸記載のある測量図) 地番: 東京都大田区東海3丁目20-1																測量図 (XY軸記載のある測量図) については、不動産登記法第121条第1項により地積測量図の写しの交付が認められおり、東京都情報公開条例第18条第1項に該当するため、公文書の開示をしない。	港湾局 臨海開発部 誘致促進課
5	R5. 10. 18	R5. 10. 31	測量図 (レベル測量) ボーリングデータ (対象敷地すべて) 地番: 東京都大田区東海3丁目20-1					1											本件請求に係る測量図 (レベル測量) 及びボーリングデータ (対象敷地すべて) については、実施機関では調査を行っていないため、存在しない。	港湾局 臨海開発部 誘致促進課